

biid investment 株式会社

## 電磁的方法による書面の提供及び

### 電磁的方法による提供に対する同意書

#### 第1条 契約締結前交付書面の電磁的交付

biid investment 株式会社（以下「当社」といいます。）は、お客様との間で匿名組合契約（以下「匿名組合契約」といいます。）が締結されるにあたり、契約締結前交付書面の交付に代えて、あらかじめ、当社システムに記録された書面記載事項をお客様の閲覧に供し、お客様のパソコン等のファイルに記録する電磁的方法（不動産特定共同事業法施行規則第44条第1項第1号（ロ）に該当）により提供致します。ファイルの形式はPDFファイル形式とします。また、当該書面記載事項をお客様のパソコン等のファイルに記録した旨を通知致します。

なお、お客様より書面にて電磁的方法により提供を希望しない旨の申し出があった場合には、電磁的方法による交付を中止し、書面による交付と致します。

#### 第2条 契約締結時交付書面の電磁的交付

当社は、お客様との間で匿名組合契約が締結される時に、契約締結時交付書面の交付に代えて、当社システムに記録された書面記載事項を、ログインページにて閲覧に供する電磁的方法（同施行規則第44条第1項第1号（ハ）に該当）により提供致します。ファイルの形式はPDFファイル形式とします。また、当該書面記載事項がログインページに掲載されたときには、メールにてログインページに記録した旨を通知致します（同施行規則第44条第2項第2号に該当）。

なお、お客様より書面にて電磁的方法により提供を希望しない旨の申し出があった場合には、電磁的方法による交付を中止し、書面による交付と致します。

#### 第3条 財産管理報告書の電磁的交付

当社は、お客様との間で匿名組合契約に係る事業の状況等について定期的な情報提供を行う場合に、財産管理報告書の交付に代えて、当社システムに記録された書面記載事項を、ログインページにて閲覧に供する電磁的方法（同施行規則第44条第1項第1号（ハ）に該当）により提供致します。ファイルの形式はPDFファイル形式とします。また、当該書面記載事項がログインページに掲載されたときには、メールにてログインページに記録した旨を通知致します（同施行規則第44条第2項第2号に該当）。

なお、お客様より書面にて電磁的方法により提供を希望しない旨の申し出があった場合には、電磁的方法による交付を中止し、書面による交付と致します。

#### 第4条 承諾取得の方法

お客様には、当社システムにおいて、投資家登録の前に、前3条の電磁的交付への同意・承諾や同意・承諾の取得方法等について記載された同意書をご確認いただき、その後、その同意書に対する同意・承諾ボタンをクリックしていただいたうえで、投資家登録が行われます。なお、お客様の同意・承諾については、当社データベースで記録管理します（同施行規則第46条第1項第1号（ロ）に該当）。

## 第5条 免責事項

当社は、次に掲げる事項によりお客様に生じた損害について、一切その責を負わないものとします。

- (1) 何らかの事情により、電磁的方法により書面の全て又は一部の提供が行えなかった場合。
- (2) 通信回線、通信機器及びコンピューターシステム等の障害により、情報伝達の遅延、不能、誤作動等が生じた場合。
- (3) 電磁的方法により提供又は受領した情報に誤謬、停滞、省略及び中断等が生じた場合。
- (4) お客様の使用する電子計算機に生じた一切の不具合。
- (5) 法令の変更、監督官庁からの指示等その他必要な事態が発生したことによって、当社が電磁的方法による交付に代えて、既に電磁的方法により交付した又は受けた事項も含めて、紙媒体により書面の交付等を行い又は受けた場合。

以上